

2022年5月19日

各 位

会社名ランサーズ株式会社 代表者名代表取締役社長執行役員CEO 秋好陽介 (コード番号:4484 東証グロース) 問合わせ先執行役員経営企画・IR担当多胡あき乃 TEL, 03-5774-6086

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を2022年6月27日開催予定の第14回株主総会にて付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、総会の開催方式の拡充を目的として、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断した時には、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款につき変更をお願いするものであります。なお、定款変更案第12条第2項について、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、定時株主総会において承認可決されることを条件として効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

別紙1に記載のとおりです。

3. 変更の日程

取締役会決議日 2022 年 5 月 19 日 株主総会開催日 2022 年 6 月 27 日 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 27 日

(別紙1) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、 必要がある場合に招集する。	(招集時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 2 当会社は、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決議したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
第 13 条 (省略)	第 13 条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことがで きる。
第 15 条~第 52 条 (省略)	第 15 条~第 52 条(現行どおり)
(新設)	(附則) 第 53 条 現行定款第 14 条 (株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 14 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。